

障害児通所支援利用契約書

_____様とこども発達支援ぴったんこ(以下、「事業者」という。)は、事業者が障害児通所支援を希望する利用者に対して提供する障害児通所支援の児童発達支援及び放課後等デイサービス(以下「指定通所支援」という。)について、以下の通り契約します。

第1章 総則

第1条 (契約の目的)

この契約は、障害児及び障害児の保護者(以下「利用者」という。)が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、事業者が利用児に対して施設利用を提供して、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應することができるよう適切な支援を行うことを目的として、児童福祉法に基づく「障害児通所支援事業」のサービスについて定めます。

第2条 (指定通所支援)

- 1) 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の指定通所支援を提供します。
- 2) 指定通所支援の提供は、児童指導員等の従事者が当たります。
- 3) 事業者は、利用児の障害程度に応じて、利用者に指定通所支援を提供します。
- 4) 事業者は、日常生活の支援に当たっては、適切な技術をもって行います。
- 5) 事業者は、利用児の食事に関し、利用児の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに適切な時に食事を提供します。
- 6) 事業者は、指定通所支援の提供に当たっては、利用児又は他の利用児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用児の行動を制限する行為を行いません。

第3条 (契約期間)

この契約の期間は、契約の締結の日から、利用者の終了意思表示されるまでの期間とします。

第2章 個別支援計画

第1条 (個別支援計画)

事業者は、次に掲げる事項を、児童発達支援管理責任者に担当させます。

- 1) 利用者について、その意向を踏まえた上で、指定通所支援の目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ個別支援計画を作成します。
- 2) 個別支援計画は、別紙「個別支援計画書」に定める通りとします。
- 3) 個別支援計画作成後においても、個別支援計画の実施状況の把握を行うと共に、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。

- 4)指定通所支援の児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成又は変更したときは利用者にもその内容について説明します。

第3章 利用料金

第 1 条（利用料金）

- 1)利用者は、サービスの対価として児童福祉法に基づく介護給付対象料金を事業者を支払います。
- 2)事業者は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払を利用者に請求できます。
- 3)事業者は、指定通所支援の提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

第 2 条（利用料金の支払方法等）

- 1)利用者は、指定通所支援の提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金を事業者を支払います。
- 2)事業者は、当月の利用料金合計額の請求を、翌月 20 日までに利用者へ発行します。
- 3)利用者は、当月の利用料金の合計額を、現金もしくは翌月 20 日（金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日）に口座振替にて支払います。
- 4)事業者は、集金後、利用者へ領収書を発行します。

第4章 事業者の義務

第 1 条（健康管理）

事業者は、常に利用児の健康に注意すると共に、健康保持のために適切な措置を講じます。

第 2 条（緊急時の援助）

事業者は、利用児に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに保護者に連絡する等の措置を講じるとともに、協力医療機関又は最寄りの医療機関での診療を依頼します。

第 3 条（守秘義務）

- 1)事業者は正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を保持する義務を負います。
- 2)事業者は、従業員が退職後、正当な理由がなく在職中に知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

第5章 損害賠償

第 1 条（損害賠償）

- 1) 事業者は、指定通所支援の提供により事故が発生した場合は、利用者及び関係機関に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- 2) 事業者は、指定通所支援を提供する上で、事業者の責に帰すべき事由により利用児に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。
- 3) 利用者は、サービスを利用する上で、利用者の責に帰すべき事由により他の利用者および当社に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

第 11 条（情報の保存）

- 1) 事業者は、利用者に対する障害児通所支援の提供に関する書類等整備し、この契約終了後 5 年間保存します。
- 2) 利用者は、事業所にて、当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。
- 3) 利用者は、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けることができます。但し、複写に関しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

第6章 契約の終了

第 1 条（契約の終了）

- 1) 利用者は、30日以上予告期間において文書で事業者へ通知することによりこの契約を解約することができます。但し、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
 - (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
 - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
- 2) 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示し文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 利用者が医療機関に入院し、明らかに契約期間以内に退院出来る見込みがない場合。
 - (2) 利用者がこの契約を継続し難いほどの不信行為を行ったと当社が判断した場合。
 - (3) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることが出来ない場合。
 - (4) 利用者が事業者へ支払うべきサービス利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払いがないとき。
 - (5) 利用者が死亡した場合。

第7章 その他

第 1 条（苦情解決）

- 1)利用者は、事業者が提供した指定通所支援に関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口にて苦情を申し立てることが出来ます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性及びその方法について、利用者又は扶養義務者に文書で報告します。
- 2)事業者は、利用者が正当な理由で苦情申立てをした場合に、これを理由として利用者に対して、一切の不利益を与えません。

第 2 条（その他）

この契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、児童福祉法その他の関係法令に従い利用者、事業者が審議に従い誠実に協議して決定します。

障害児通所支援の提供開始にあたり、本書面に基づき契約書の説明を行いました。

契 約 日		年 月 日
事 業 者	所 在 地	奈良県橿原市木原町 154-59
	法 人 名	株式会社リハックス
	代 表 者 名	代表取締役 阪本 誠
	事 業 所 名	こども発達支援ぴったんこ
	説 明 者	

上記の契約書の説明を事業者から確かに受けました。

利用申込者(通所 給付決定保護者)	住 所	
	氏 名 (続 柄)	()
	利用児童氏名	
代理人	住 所	
	氏 名	